

生物多様性そうか戦略

草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐ戦略

概要版



平成31年3月

草加市



『生物多様性そうか戦略』策定の目的

私たちの生活は、水や空気、食糧、医薬品など、多様な生きものがもたらす恵みによって支えられています。これらの恵みを将来にわたり享受していくためには、生物多様性の保全が重要です。

都市化の進展により自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要がある、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために、『生物多様性そうか戦略』を策定しました。



第1章 草加市の自然と生物多様性の危機

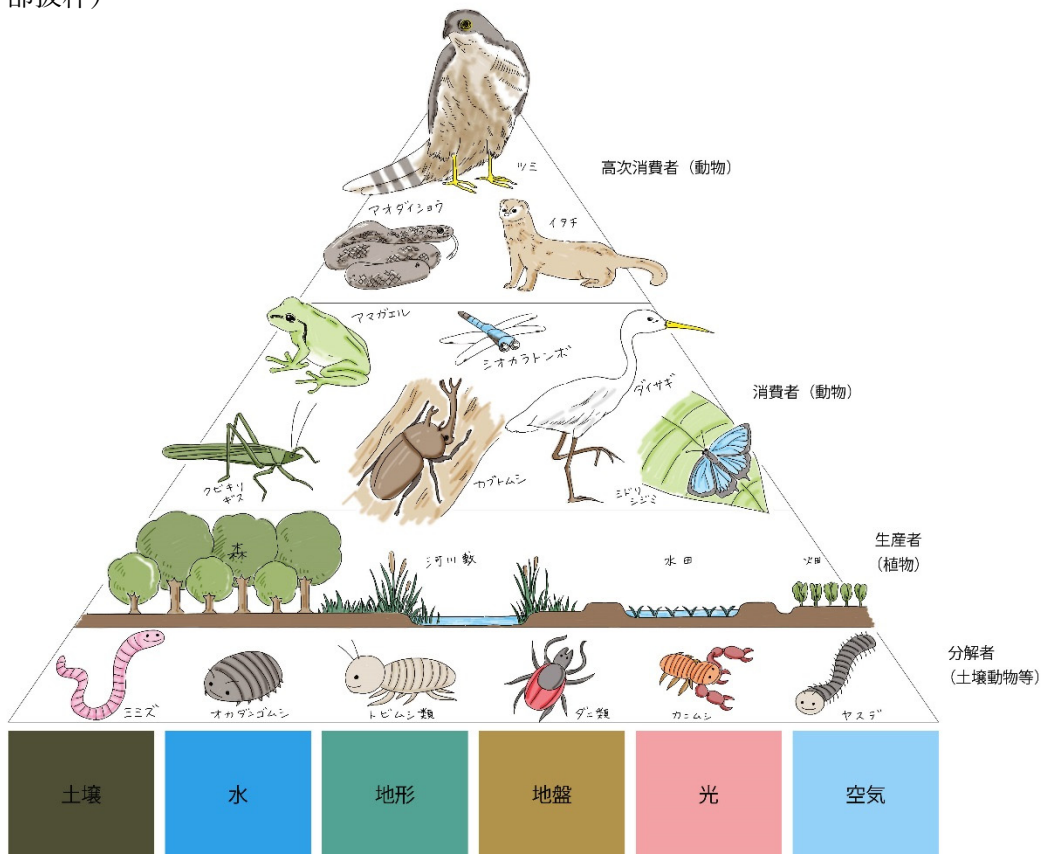


1.1 生物多様性とは

「生物多様性」とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉です。

それぞれの土地で進化してきた一つひとつ「個性」をもった多様な生きものが、食べる食べられるという「食物連鎖」の関係や共生関係でつながり支えあって生きている状態をいいます。

生物多様性は人類にかけがえのない恩恵をもたらしていますが、地球上には未知の種も含めると 3000 万種とも推定される生きものが、現在 1 年間で 4 万種絶滅しているといわれています。生物多様性の損失は、地球温暖化問題に並ぶ重要な環境問題といえます。（『そうかの自然マップ 未来の子供たちに残したい自然』（平成 29 年 草加環境推進協議会）より一部抜粋）



生態系ピラミッドのイメージ

1.2 生物多様性の危機

生物多様性は、現在、4つの危機にさらされています。本市の生物多様性にも大きな危機が迫っています。

■第1の危機～開発や乱獲による資源の減少～

本市では、水田や農地を保全するため生産緑地地区の指定や、屋敷林などを対象とした保存樹林の指定により保全を進めていますが、その減少には歯止めがかけられていないのが現状です。わずかに残された柿木田んぼも少なくなりつつあります。

■第2の危機～自然への働きかけの縮小・撤退～

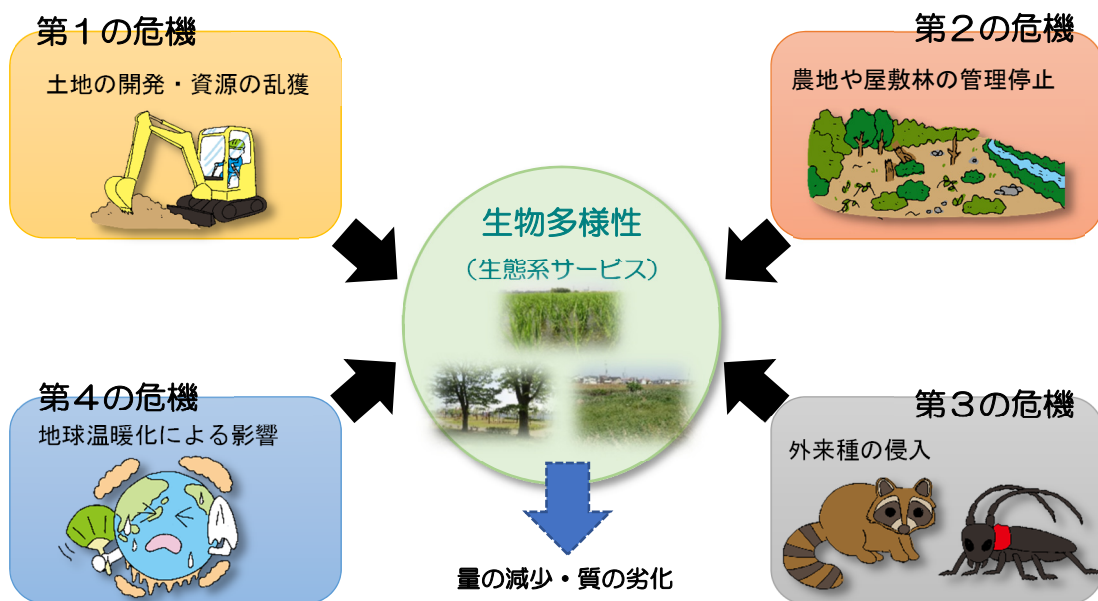
本市の水田や屋敷林は維持管理の停止によって環境が変化し、生態系の基盤としての質が低下しつつあります。また、人工的に創出されたビオトープにおいても、守り手となる人材や後継者となる人材の不足がおきています。

■第3の危機～外来種による脅威の増大

本市においてもアライグマ、クビアカツヤカミキリなど、外来種の侵入による被害が生じ、在来の生きものの生息・生育環境が奪われています。

■第4の危機～地球温暖化などによる地球環境の変化の増大

異常気象、農作物の収量など人間生活や経済へも多大な影響があります。



生物多様性の4つの危機のイメージ



第2章 草加市における生物多様性の課題

本市における生物多様性の課題は、以下3点に集約し、自然環境類型別および地区別に整理しました。

■生物多様性を「知る」機会

■生物多様性を「守り、育てる」の推進

■生物多様性を理解し「参加する」



第3章 基本事項



3.1 生物多様性そうか戦略の位置付け、計画期間

■生物多様性そうか戦略の位置付け

生物多様性そうか戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき策定するもので、第二次草加市環境基本計画（平成28年3月）の下位計画として位置付けられます。

■計画期間

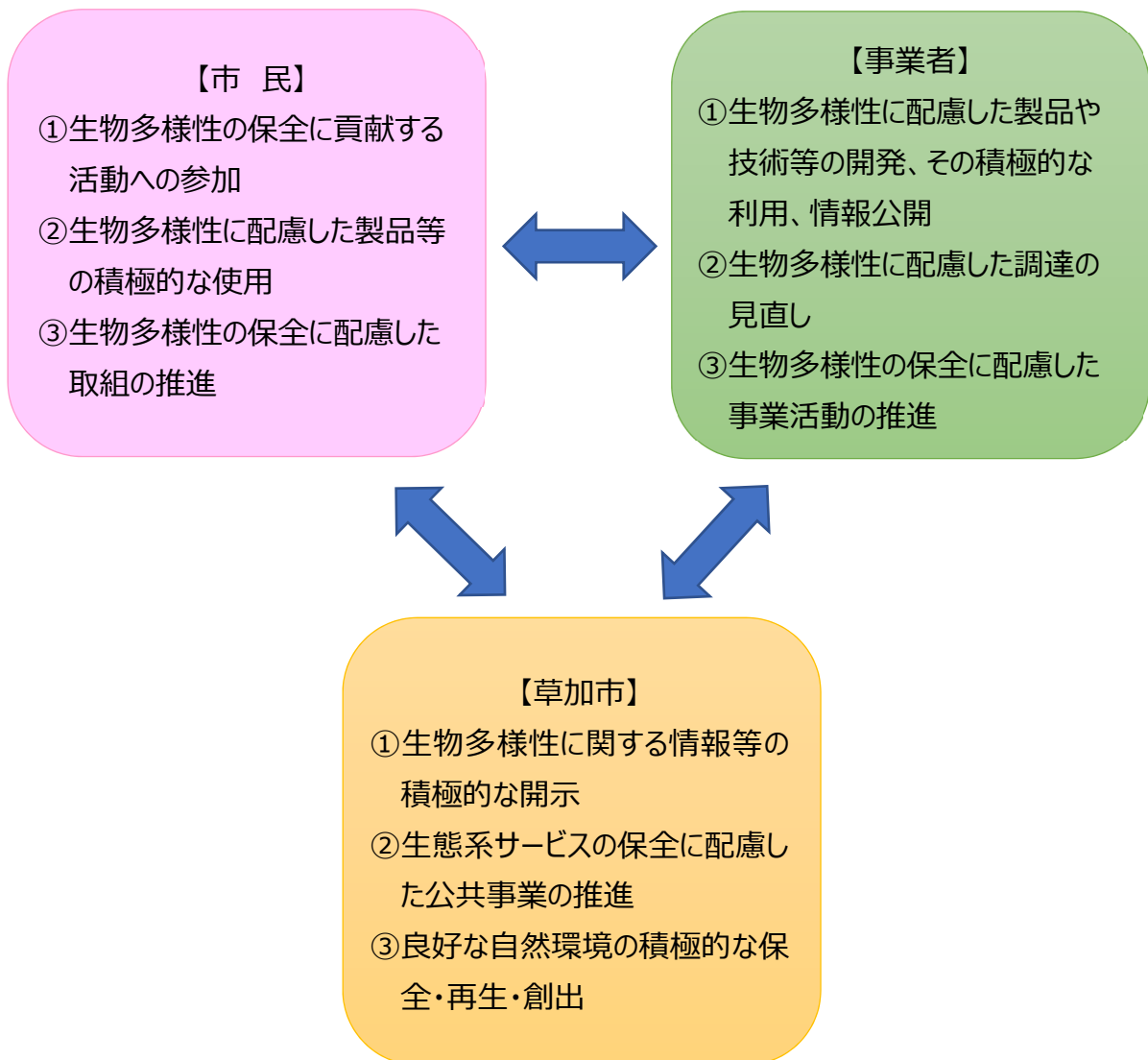
生物多様性そうか戦略の計画期間は、第二次草加市環境基本計画の計画期間である平成47年度（2035年度）までとします。また、国内外の動向をふまえ、平成36年度（2024年度）までに見直しを図ることとします。

■対象区域

原則、市内全域とし、本市内で行う事業に関係する経済活動は市外でも対象に含みます。

■実施主体

第二次草加市環境基本計画の実施主体と同様に、市民、事業者、草加市の三者とします。



生物多様性そうか戦略の実施主体と期待する役割

3.2 基本理念・基本方針

市民や事業者に、生物多様性に配慮したライフスタイルが浸透するとともに、水とみどりの質を高め生物多様性を享受するため、「草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ」ことを基本理念とします。

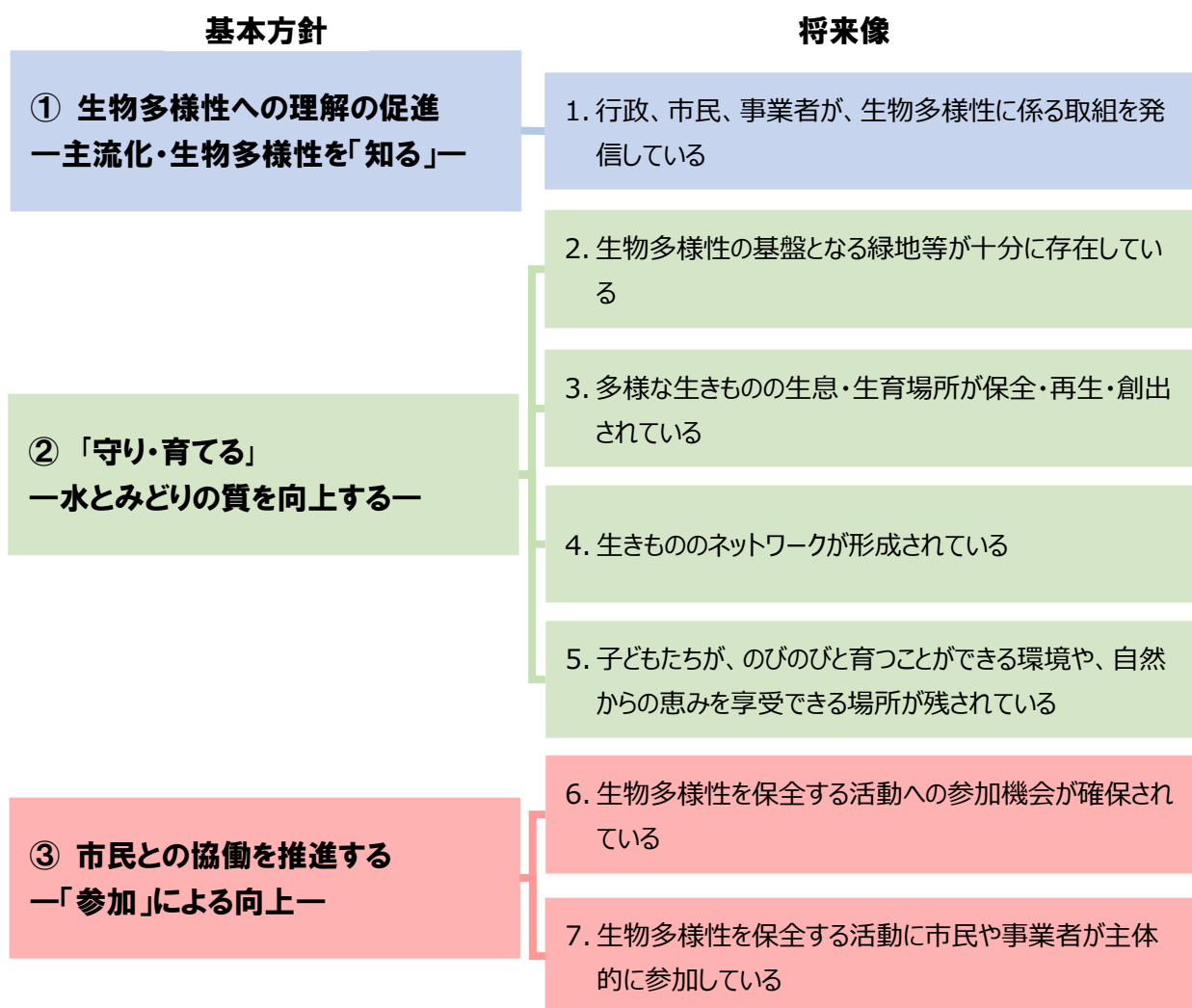
基本理念：草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ

本戦略では、基本理念に基づき以下の3つの基本方針を設定しました。

- ① 生物多様性への理解の促進—主流化・生物多様性を「知る」—
- ② 「守り・育てる」—水とみどりの質を向上する—
- ③ 市民との協働を推進する—「参加」による向上—

3.3 達成目標（将来像）

3つの基本方針に基づき、達成目標として7つの将来像を設定しました。



生物多様性そうか戦略の達成目標（将来像）



第4章 実行計画



4.1 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像

1. 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している

市民・事業者・行政それぞれが、自分たちの取組を発信し、相互に生物多様性についての情報を共有していきます。

どうか生きもののだより



そうか生きもの調査の結果や生物多様性の話題を発信

施策方針

1-1 生物多様性に関する普及啓発

重点プラン

1-1-1 生物多様性に関連する情報の発信

将来像

2. 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している

3. 多様な生きものの生息・生育場所が保全・再生・創出されている

4. 生きもののネットワークが形成されている

5. 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている

市民・事業者・行政が協力して、わずかに残された本市の自然を守り、育てる取組に参加します。

施策方針

2-1 保存樹林制度等を活用した良好な自然環境の保全

重点プラン

2-1-1 樹林地の保全

2-1-2 農地の保全

2-2 生物多様性に配慮した河川の維持管理保全の推進

2-2-1 河川等の保全

2-3 地域の希少種など在来種の保全

2-3-1 絶滅が危惧される生きものの保全

2-4 生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理

2-4-1 生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進

2-5 生態系ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成

2-5-1 生態系ネットワークに配慮した緑化等の推進

2-6 外来種の防除、対策の推進

2-6-1 外来種の防除、対策の推進



綾瀬川クリーン大作戦



キタミソウの観察会



ビオトープの維持管理と活用



クビアカツヤカミキリの防除

6. 生物多様性を保全する活動への参加機会が確保されている

7. 生物多様性を保全する活動に市民や事業者が主体的に参加している

行政が生物多様性を保全する活動機会を提供するとともに、市民や事業者が主体的に活動に参加します。

施策方針

3-1 市民や事業者が参加して河川や緑地などの維持管理や保全活動を推進

3-2 そうか生きもの調査を継続し、市内の生物の基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活用

3-3 市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等の企画・開催

重点プラン

3-1-1 市民協働による生物多様性保全活動の推進

3-2-1 そうか生きもの調査の実施

3-3-1 生物多様性を知り、考える機会の提供

3-3-2 生物多様性に係る人材の育成



市民協働による維持管理



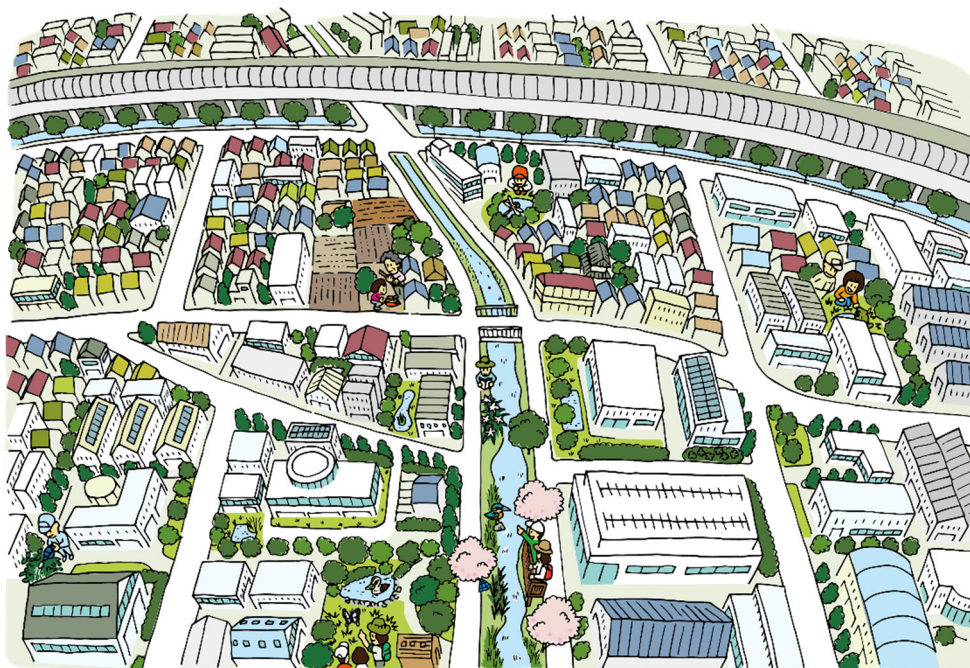
そうか生きもの調査



生物多様性について考えるイベントの開催

4.2 地域区分別の保全方針

本市を「市街地中心部」、「市街地周縁部」、「水とみどりの地域」の3つ地域に区分し、施策の展開イメージを整理しました。



市街地周縁部における保全方針のイメージ

■市街地周縁部

「知る」

- ・環境イベント等を通じた生物多様性関連情報の発信

「守り・育てる」

- ・ビオトープ整備の推進と維持管理
- ・キタミソウなど希少種等の生息・生育地の保全
- ・身近な公園等整備推進エリアにおける生物多様性に配慮した公園の検討 など

「参加する」

- ・ビオトープ等を利用した生物多様性保全活動の実施など

4.3 主体別行動指針

市民・事業者・行政が、それぞれの立場から生物多様性そうか戦略が示す将来像の達成に向けてできることを、主体別行動指針としてまとめました。

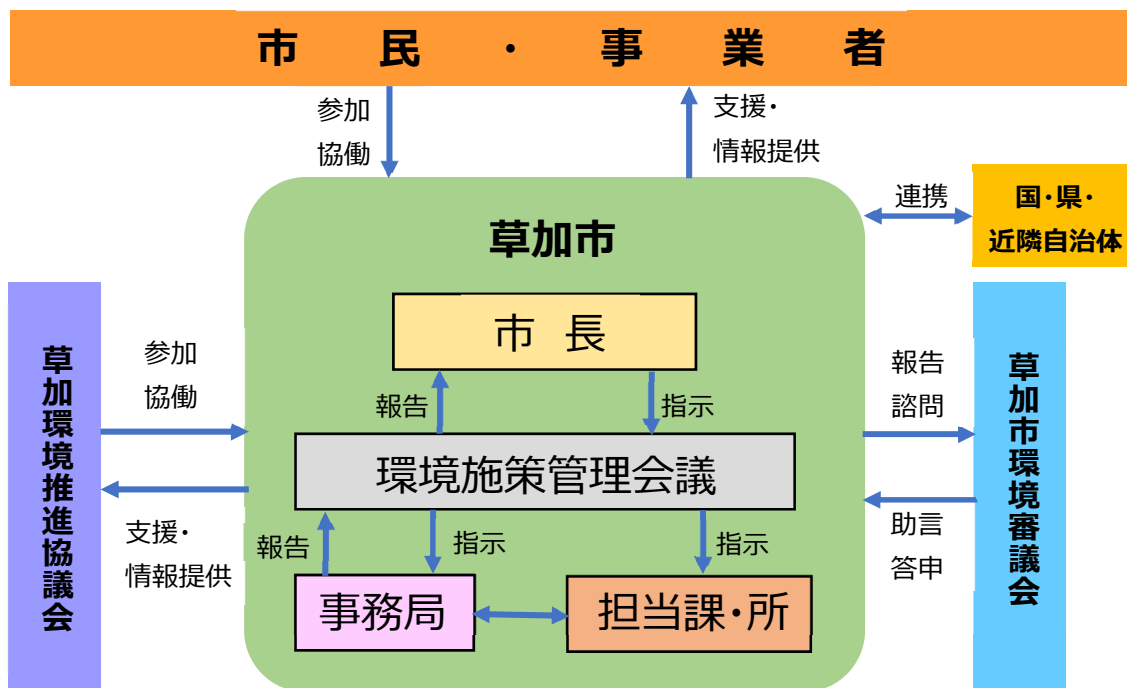
生物多様性に配慮した行動の例

- 本市の自然に触れ合う時間をつくります。
- 庭などのできる生物多様性への配慮を推進します。
- 生物多様性にかかるイベントへ参加、協力します。
- 地産地消に協力するとともに、生物多様性に配慮した企業や商品の選択購入を推進します。
- ペットを飼う場合は、最後まで面倒をみます。
- 生物多様性に配慮した製品や技術の開発に取り組みます。
- 生物多様性に配慮した原材料や製品の購入に取り組みます。
- 生物多様性に配慮した事業所づくりを進めます。

第5章 推進体制等

5.1 推進体制

本戦略は、第二次草加市環境基本計画の下位計画に位置付け、原則としては、環境基本計画の推進体制内で推進します。



5.2 進管理

行政評価及び草加市環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより、生物多様性に係る環境施策の実施状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行います。

5.3 人材育成

少子高齢化社会の到来により、自然の守り手が不足していくことが予想されます。

本戦略を通して、今後、生物多様性に係る人材育成を計画的に進め、生物多様性の保全や維持に関わる市民の輪を拡げていきます。

平成 31 年 3 月

編集・発行 草加市市民生活部環境課 〒340-8550 草加市高砂一丁目 1 番 1 号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030 E-mail : kankyoka@city.soka.saitama.jp